

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成24年12月13日(木) 午前10時00分～11時04分
会 場 委員会室

1. 出席者

5番 柴田耕一、 7番 杉浦辰夫、 8番 杉浦敏和、
10番 鈴木勝彦、 12番 内藤とし子、 13番 磯貝正隆、
16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、
6番 幸前信雄、 11番 鷺見宗重、 15番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、
上下水道GL、地域産業GL、地域産業G主幹、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について
- (2) 議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について
- (3) 議案第53号 高浜市税条例の一部改正について
- (4) 議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (5) 議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- (6) 議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
- (8) 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第4回)
- (9) 議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)
- (10) 議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)
- (11) 議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)
- (12) 陳情第11号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (13) 陳情第13号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情
- (14) 陳情第17号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情
- (15) 陳情第18号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、12月11日の本会議におきまして、当委員会に付託となりま

した案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案11件及び陳情4件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございません。

委員長 これより、質疑に入ります。

《質 疑》

(1) 議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について

委員長 質疑、ありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について

問(13) それでは伺います。第3条、第1項の第4号の「行政が特に必要と認めるもの」とはどのような事例を想定しているか。それで、もう一つ。第

6条について、「行政は、提出された意見を考慮し、政策等の意思決定を行わなければならない。」、そういう風にされておりますけど、どの程度まで意見を取り入れることが求められているのか、伺います。

答（行政） 始めに、第3条、第1項、第4号の関係でございますが、第1号から第3号までに掲げておりますのは、市の政策全般に関わるようなものや、市の施策の方向性を決めるようなもの、あるいは、多くの市民の方に直接影響があるような、そういう重要なものを規定しておりまして、第4号の解釈におきましては、第1号から第3号に準ずるような、重要性の高いものが相当すると考えております。第4号の趣旨といたしましては、第1号から第3号に準ずるような、個々の事業を一つずつ条例の中に規定していくのは難しいこと、また、必ずしもこれらに限定されないことから、第4号の規定を置いておりまして、個々、具体的な事業が生じたときに、個別に判断していくことになるものと考えております。事例といたしましては、例えば、投票区の区割りを見直す場合など、意思決定後に想定される状況などを考慮いたしますと、事前に案を公表させていただいて、市民の意見を募った方が市民の合意形成に資する場合、あるいは事前周知が図られる場合など、市民、行政、双方のメリットから、パブリックコメントを実施するといった方法もあるのではないかと考えております。次に、第6条の関係でございますが、「考慮し」という趣旨は、提出された意見の内容をよく考えて、行政が定めようとする政策等に反映すべきかどうか、また、反映するとして、どのように反映すべきかについて、適切に検討しなければならないという趣旨でございます。しかし、御提出していただいた意見というものが、それが市民の総意である、あるいは市民全体の平均値である、こういったものでもないこともございますので、必ずしも提出された意見を反映しなければならないという、義務までを課しているものではございません。しかし、そうは申し上げましても、この制度の趣旨が、多くの方から意見をいただいて、政策等をより良いものにしていくというのが大前提でございますので、それぞれの実施機関が、政策等をよりよいものにするところに向かって、共通認識をもって、一つ一つ丁寧な説明を果たしていく、そういった姿勢が求められてくると思っております。そのためにも、第7条におきまして、提出された意見、考慮した結果、その理由について、行政は、公表すべきことを義務付け

ているところでございます。

問（13） ありがとうございます。それではですね、パブリックコメントの結果、例えば、反対意見が多数出された場合の政策等の見直し、これについて伺います。

答（行政） パブリックコメント制度は、御提出いただいた意見の内容に着目をして、反映すべき意見を取り入れることによりまして、より良い政策等を実現するためのものございまして、政策等の賛否を問うものではなく、また、提出された意見の多い、少ないにより判断するものでもございませぬ。こうしたことから、反対意見に対しましては、考慮する必要はございませぬが、反対意見が多いからといって、抜本的にこれを見直さなければならない、または、取り下げなければならないといったものではございませぬ。反対意見につきましては、例えば、政策等の代替案なども御提案いただければ、代替案に対する行政の説明責任を果たすことによりまして、市民と行政との意思疎通が、より図られるのではないかと考えております。

問（13） ありがとうございます。それではですね、今までのいくつかのパブリックコメントをやってこられたと思いますけれども、例えば、平均しますとね、1件について、大体、何件くらいの御意見が出てきたか、これを伺いたいと思います。

答（行政） 現在、計画については、期間中のもの、また条例については、施行中のものを対象として、15件のものを調査いたした結果を申し上げます。内訳は、計画が11件、条例が3件、憲章1件を対象にいたしております。その結果でございませぬが、提出された意見につきましては、平均で9.9件ございました。その中で、最多ものが23件で、これが子ども市民憲章。次いで2番目に多かったのが、第2次地域福祉計画で、これが22件。最少のものが、2件でございまして、これが障害福祉計画、教育基本構想、暴力団排除条例となっております。

答（13） ありがとうございます。

委員長 他に。

問（16） 運用状況の公表、これは第10条ですけれども、パブリックコメントについては、そのつど広報等で公表していると、概要について公表してい

ますけれども、この毎年度、1回、各年度のパブリックコメントの運営状況をまとめて公表という、この目的は何なのか、そのことについて伺います。

答（行政） 始めに、公表の時期でございますが、毎年6月の公表を予定いたしております。その理由でございますが、情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況につきまして、前年度分を毎年6月に公表しておりますので、これに合わせてパブリックコメントの状況についても、公表いたしていきたいと考えております。その目的とするところでございますが、パブリックコメントにつきましては、第10条の規定によりまして、提出された意見の件数でありますとか、提出していただいた期間でありますとか、御意見をいただいて、反映した結果でございますとか、こういったことをまとめて公表してまいります。そういった中で、これまで個々に行っていたことを、一つの部署でトータルで行うということで、全体像が把握できるようになってまいります。そういったしますと、例えば、全般的な政策と、市民の方に直接関係するような個々の計画等で、提出される意見数が、多い、少ないがあるのか、また、計画、意見募集の期間の短い、長いによって、例えば、提出いただく意見の多い、少ないがあるのか、こういったことを、PDCAを回すといえますか、チェックしながら、足りないところがあれば改善をしていく、そういった形でつなげていきたいと思っております。

問（16） わかりました。それから、このパブリックコメント条例の制定につきまして、県内の条例の制定の状況は、どうなんでしょうか。

答（行政） 県内の状況でございますが、私どもが把握をいたしておりますのが、4自治体において、こういった条例を制定いたしております。当市の案のように、パブリックコメント条例、単独で制定をしているところ、あるいは、市民参画の条例の中で、パブリックコメントの手続きを規定しているようなところがございまして、全体としては、4件でございますが、自治基本条例を受けて、パブリックコメントの手続きを条例で規定していく、こういった流れにあらうかと思えます。

委員長 よろしいですか。他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第53号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑ございませんか。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第54号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

問(5) それでは、ちょっと伺います。工事監督者や水道の技術管理者を配置する理由と水道管理者の業務について、何をするのかをお聞きしたいと思います。

答(上下水道) まず、最初の御質問のですね、布設工事監督者や水道技術管理者を配置する理由でございますけども、水道法でございますけども、水道により、正常にして豊富、低廉な水の供給をはかることを直接の目的とし、そのことによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与することを、究極の目的としたものであるといわれております。この目的を達成するために、工事

の範囲や資格基準を水道法で規定し、布設及び管理を適正に行うために、布設工事監督者や水道技術管理者を配置するものだというふうに理解しております。次の、水道技術管理者の業務でございますけれども、水道技術管理者でございますが、水道法の第19条、第1項でですね、水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を一人、置かなければならないとしております。第2項にですね、第1号から第8号までの事務が規定されておりまして、水道技術管理者は、水質基準に適合した安全な水道水を供給するため、水質検査や配水池や配水場、配水管等の水道施設の管理、衛生上必要な措置などの技術上の業務に従事し、及び、これらの業務に、従事する他の職員を監督する責任者というものでございます。

問（5） ありがとうございます。それでは、この水道事業でですね、この資格を有している職員は、今のところ、何人お見えになるのか、それとも市役所全体で、何人お見えになるのか、そこら辺を、教えてください。

答（上下水道） まず水道事業でこの資格を有している職員でございますけれども、布設工事監督者については、条例の第3条、第2号の大学の土木工学科、又は、それに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上、上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が、1名います。それからあと、条例の第3条、第5号の10年以上、水道の工事に関する技術上の職務、実務ですね、それに従事した経験を有する者が、1名の計2名ということで、布設工事監督者は水道事業では、2名ということになります。あと、水道技術管理者でございますけれども、条例の第4条、第1号の規定により、布設工事監督者たる資格を有する者が、2名。それから、条例の第4条、第6号の厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を終了した者が、1名で、計3名ございます。市役所全体でございますけれども、全体では、布設工事監督者でございますけれども、4名ということで、水道技術管理者は、5名ということになります。

委員長 よろしいですか。他に。

問（12） 私も、ちょっとお聞きいたします。市内の水道事業に関わってみえる方たちの実態といいますか、そういう面では、この条例がどのように関係していくのか、まず、そこからお示してください。

答（上下水道） 水道技術管理者の仕事、業務の一つとして、給水装置工事も、そういった材料で、材質、そういった方法、施工方法、そういったものを指導するというものがございますので、そういったものを、市内の指定工事事業者ですね、そういったものを、指導していくということです。あと、そこから出てきた、例えば、給水申込書に従って工事をやっているかどうか、そういったものの、審査から検査、そういったことを行うというものでございます。

問（12） そうしますと、先ほど、水道の関係方が、何名でしたか。5名でしたか、みえるというお話ですが、水道事業のほうの関係の指導という面では、それで足りるのかどうか、水道事業やってみえる、その業者さんの実態がどういうふうになっているのか、ちょっとそのあたりがわからないのと、それから、地元の業者さんを、行政の支援という面で、何かやってみえるのかどうか、そこを、お示してください。

答（上下水道） まず、業者の指導に対して、職員の人数が足りているかということでございますけれども、この資格というのはですね、愛知県並びに厚生労働省、国の方に報告をするわけでございますが、責任者として報告するのが、1名でございます。あとは、資格を持っていけばいいわけなのですけれども、持っていなくても、その方が、1名いれば指導できるというものでございますので、大丈夫だと思います。あと、地元の業者の支援とか、そういうものでございますけれども、この法によって、特に、支援云々というものはございませんので、御理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

（6）議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問（7） 現在ですね、一本木駐車場は、たくさんの人と契約をしてみえると

思われますが、契約状況について、説明をお願いします。

答（都市整備） それでは、今、10月現在の契約状況を、ちょっと御説明させていただきます。契約の車自体が、43台あります。契約者数の台数が多い順番からいきますと、高浜郵便局さんが、13台。同善福社会さんが、8台。それと、市内の薬局さんが、5台。文具屋さんが、3台。それと歯科さんが2台。残りにつきましては、個人の契約で、12台となっていて、合計43台でございます。

問（7） 今、言われた、43台ということですけど、満車というか、区画としては、この一本木駐車場、何区画あったんですかね。

答（都市整備） 53台でございます。

問（7） それで、一本木駐車場の廃止に当たって、駐車場を利用している契約者には、どのように周知をされたか、説明をお願いします。

答（都市整備） 駐車場の廃止の連絡方法ということで、実は、こども育成グループと都市整備グループとで、協力しながら8月中旬にかけて、43台の契約者さんに、個別訪問をさせていただいております。その中で、文章もきちんと提出させていただきながら、あと、今回、その43台分をですね、出ていただかなくてはいけないものですから、付近の、要は、民間の駐車場がどこにあるのかというのを、業者のほうで、確認をさせていただきました。その今の、地図を持ちながらですね、個別のほうに、皆さんに提出をさせていただいております。

問（7） ありがとうございます。あとですね、一本木駐車場付近、当然、町の中ということで、沢渡町や湯山町はですね、住宅地であり、現在、契約している人が、新たな駐車場確保は大変難しいと思うのですが、その対策は、何か行われているかをお願いします。

答（都市整備） 個別のですね、民間の駐車場にさせていただくというのが、個別の台数1台しか持っていない方については、そういうわけなのですが、ただ、法人の契約者さんの台数が、かなり多いものですから、付近の駐車場状況を悪化させることがあり得るということで、実は、今、旧の病院のですね、寄宿舍があったところの向山町一丁目のところに、更地があるわけなんですけど、そのところに、高浜郵便局さんの13台を、そこに設置をさせていただきたいと

いうふうに考えております。それとあと、同善福社会さんの8台分におきましても、これは一時的に、その民間に持つことがちょっと難しかったものですから、沢渡町にあります、市有地へ移動をお願いしております。

問（7） 先ほど、43台が契約ということで、今、言われる分だと、あと22台分の方が、どういうふうにされているのか、ちょっとその辺、わかる範囲でお願いします。

答（都市整備） 先ほどの10月現在で、43台分ということになっていましたけれど、実は、12月現在で、一本木駐車場から撤退していただけるのか、移り変わっていただける方がかなりいまして、そこの状況を踏まえると、やはり、付近の民間の駐車場に移っていただけるような状況に、今、なっております。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第56号の質疑を打ち切ります。

（7）議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

問（13） それでは、条例第4条、第5号で、「地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。」とありますが、本市では、どのような措置を講じているのかということと、「その他の規則で定める措置」というものは、どういうものが現在あるのかということ。そして、また、どのような措置を、今後、講じて行こうというふうに考えているのかを、お聞かせ願いたいと思います。それともう1点。可とう継手、ちょっとよくわかりませんので、御説明願うとありがたいですが。

答（上下水道） 御質問の高浜市で、どのような措置を講じているのかということでございますけども、高浜市では、平成11年度から、工事で発生する掘削残土の有効利用を図っておりまして、専用のリサイクルプラントにおいて、

残土に石灰系の固化剤を添加した改良土を使用して埋戻しを行っています。また、マンホールと管きよの接続部において、これにつきましては、平成3年度の下水道工事が始まった当時から、可とう継手をして使用しております。先ほどの御質問で、可とう継手というものでございますけれども、例えば、阪神淡路大震災のときにはですね、その可とう継手がついてなくて、マンホールと管きよの継手、このところで大きく外れたといいますか、管とマンホールの部分で引き裂かれたような格好になったものですから、それが可とう継手があることによって、マンホールと管きよが外れないような、そういった構造のものになるというものでございます。また、これだけではなくて、中越地震、この前、起こった東日本大震災、そういったものも踏まえて、関係機関と連絡を密にして、情報収集をするとともに最新の工法、対策を検討して、今後、対応していきたいというふうに考えております。

問（13） それでは、もう一回確認ですが、その他の規則で定める措置というものが、現在あるのかどうか、この辺はいかがですか。

答（上下水道） 現在のところ、特に、高浜市ではないです。

問（13） それでは、この公共下水に限らず、最新の工法、対策というのを多分取られるというふうに、謳われておりますけれども、その最新の工法というのは、やはり、日進月歩だと思っておりますので、その辺の、その流れといいますか、どういうふうに新しい工法を取り入れるという話の辺を、ちょっとわかればお教え願いたいと思います。

答（上下水道） 一番最新の情報といいますのは、まだ、例えば、去年の東日本大震災、そういったものでですね、被害状況に対しての対策、そういったものが、まだ出てきておりません。そういったものに対しまして、情報を集めて、それに高浜市が、設計の段階からそういったものを取り入れてやっていきたいというふうに思っています。例えば、まだ高浜市の汚水管だとか、そういったもののそういった対策は出ていないのですけれども、津波対策とか、そういったもので、例えば、浄化センターですね、そういったものに波が入ってこないような対策をするようなゲートを設けるだとか、そういうようなものは出ておりますけれども、そういったものも、いろいろと情報収集をして対策をとっていききたいと思っております。

問（１３）　そういうのは、例えば、高浜市の上に、その公共下水道の関係の機関があるわけですか。そういうところから、その、例えば、こういう工法があるだとか、こういう情報があるよということが、流れてくるわけですかね。

答（上下水道）　高浜市の上に、やはり、愛知県さんもございますし、国もございますし、また、そういった災害時に、支援協定を結んでいる下水道協会というのがありまして、愛知県の下水道協会、中部の下水道協会、全国の下水道協会というふうで、いろいろと情報網がございます。

問（１３）　それでは、ちょっと変えますが、第１条で「公共下水道及び都市下水路の」を「公共下水道の施設の構造の基準等、」に改めていますが、都市下水路というものが外れております。この取扱いは、どうなっていますか。

答（上下水道）　高浜市では、過去において、国庫補助事業で都市下水路の補助でございますけども、９カ所の都市下水路の整備を行いました。ですが、平成２０年度に、公共下水道にすべて編入して管理することといたしましたので、今回の条例で、都市下水路を外させていただいておるということでございます。

問（１２）　今回、配水管の勾配をつけたというふうに伺っているのですが、今まで、配水管の勾配、今までも、勾配をつけなければいけないというのか、あったと思うのですが、それが、どのように変わってきたのか、変わっていないのか。それと、何か、下水道の工事を請け負ってみえる方に聞くと、市外の方で、この勾配について、あまり勾配をつけていなくて中で詰まってしまうというようなことがあって、地元の業者さんに連絡があって直したなんていうこともお聞きしたのですが、そういう面では、どのようになっているのかお示してください。

答（上下水道）　今までの下水道条例で、勾配だとかそういったものを表示しておりませんでしたけども。内容としては、要綱等で、指導要綱等で、みておりました。今回、載せたのは、今回の条例改正に合わせて、近隣市の条例と標準条例と、国の示す条例があるのですけれども、そういったものをちょっとみさせていただきまして、高浜市の条例で、このようなものが抜けていたのではないかとということで、載せさせていただいたものでございます。市外の業者さんが、勾配がなくて、そこで詰まったという話で、市内の業者さんに直していただいたということは、ちょっと私、聞いていないのですけれども、そう

いうふうに勾配をつけないと、あまりつけすぎても、逆に、詰まるケースもあるのですけども、何%、何パーミリで、工事を施工しなさいという指導はさせていただいております。それは、今までもやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

問（12） わかりました。では、第4条のところで、第4条の1、2について、「耐久力を有する構造」、わかるような気がするのですが、この面で、2のところで「コンクリートその他の耐水性の材料で造り」というふうになっていますが、これ、どのようなものでつくられるのか、お示してください。

答（上下水道） 高浜市では、コンクリート製の管のほかに、例えば、陶管ですとか、そういったものを使っております。

委員長 よろしいですか。他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第57号の質疑を打ち切ります。

（8）議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

問（10） 説明書の60、61ページの、土木費、都市計画費の中の公園整備管理事業、修繕料、500万円ということではありますが、この時期に、この500万円を修繕に上げたということは、積もり積もった修繕があるという理解でいいのか、それで、以前にも質問させていただいたことがあるんですが、公園管理というのは、3カ月か6カ月に、確か1回、業者に委託して管理しますよ。それから、毎月、見回りますよというような説明があったと思いますが、今の、現状の管理状況を、御説明願いたいと思います。

答（都市整備） 維持管理におきましては、枝打ちだとか、それから、中の草刈りだとかというのは、まちづくり協議会だとか、シルバーさんだとかでやっております。あと、大きな枝についてだとか、高木については、業者に発注しておるんですが、あと、遊具におきましての点検については、月に1回、目視ではなくて、一応、その遊具をたたいたりですね、そういったことをやりなが

らですね、何か支障があれば、その時点で、一回、そこを、遊具をとめるという状況になっております。完全に、その年に2回、実際、その試験的なものも遊具をさせていただいている状況でございます。それからあと、先ほど言いました、500万円あったものが、なぜ、こういうふうに、12月の中で多くやったかということになりますと、今回、4月からの発注件数が53件、その中で、遊具の施設が、9件、今回、発注しております。それとあと、トイレだとかですね、水飲み場なんかの故障についても、4件。そのほかにおきましても、照明灯だとか高木の伐採、これ、どうしても、その何か枝が折れたときにだとか、今回、その業者委託されていない部分があるものですから、その部分についても、あります。それとあと、電気施設が、かなり壊れた場合もありますものですから、それが、41件ありまして、そういった状況を踏まえて、今年度、当初予算にあった、800万円についての消化がかなり厳しく、11月現在で、5万円ぐらいしかないということで、今回の12月補正で500万円を上げさせていただいた状況でございます。

問（10） ありがとうございます。これも以前、お願いをしていたことだと思いますけども、遊具に関しましては、どうしても不具合があると、利用できないような、クローズにしてしまう期間が非常に長いというクレームがですね、多分、市のほうにも寄せられていると思います。せっかく使おうと思った、夏休みにも、夏休み中、遊具がクローズされているという状況があるということで、何とか、時期を早めにとか、点検を早くして、その夏休み、春休みにですね、公園利用者の多い時期に合わせてなるべく改修をしてほしいというようお願いをしておいたものですから、そこら辺の現状はですね、多少でも改善されているのか、今後もそういうような方向で行きますというようなお答えがいただけるのか、お願いしたいと思います。

答（都市政策部） 今、御質問の遊具の修繕の時期ということで、考え方を一つ申し上げますと、やはり、公園というのは、まず、安全に、快適にという部分がございます、例えば、遊具が壊れている。これは、どちらも大事だと思います。トイレが壊れている、では、どちらを優先するかとなったら、やはりトイレを直すのを優先させていただくというようなことで、例えば、照明灯が全部切れてしまっている。それでは、やはり危ないよということで、先に照明

灯を直すというような、そういった順序で考えていきますと、確かに、今、御質問の中にありましたように、ずっと夏休みの間使えなかったのは、私ども、そういった部分には、非常に怠慢と申しますか、時期として、早く直さなければいけなかったというふうで反省をしておりますので、今後は、そういったことも考え合わせながらですね、なるべく、快適に利用していただけるようなことを考えてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

問（１０） わかりました。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第６２号の質疑を打ち切ります。

（９）議案第６３号 平成２４年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第２回）

委員長 質疑、ありませんね。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第６３号の質疑を打ち切ります。

（１０）議案第６４号 平成２４年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算
（第１回）

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第６４号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)
委員長 質疑、ございませんか。

「なし。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第66号の質疑を打ち切ります。

(12) 陳情第11号 社会保障の施策拡充についての陳情
意(10) 反対の立場で討論させていただきます。この社会保障の施策拡充ということで、もらわれる方、本当に困窮されている方も、たくさんおられるように思います。そういった方にしてみれば、より多くという御意見もあるでしょうし、また、それを税として負担されている方にしてみれば、我々の税金を有効的に使ってほしいという御意見もあるでしょうし、本当にですね、さまざまな御意見が多分あると思います。高浜市においても、福祉医療制度においてもですね、中学生の医療費の無料化の拡大をしてあるとかですね、高齢者の方の一部の方でありますけども、市単独で医療費の負担も軽減しておりますし、国保においても同じように、大変生活に困窮されている方には、減免措置制度も取り入れておられますので、こういった面を考えますとですね、さらに拡充ということは、いろんな面からみて、財政上の問題も含めて、これ以上の拡充というのは、非常に難しいのではないかなと。しかしながら、こういった本当に生活に困窮している方に対してはですね、手を差し伸べるのは、やぶさかでないと思いますけども、取りあえず、この拡充という部分に関して、私は、反対をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

意(16) この中身を見させていただきますと、中には、賛成できる内容のものもありますけれども、この、余りにも陳情の中身が、年金、医療、防災など、範囲が広すぎて、この中で、一つでも賛成できないものがありますと、反対ということになってしまいますので、できれば、もう少しテーマを絞り込んで、提出していただけるとありがたいなというふうに、毎回、そのような思い

がありますけれども、特に、この4の1の①ですけれども、社会保障と税の一体化改革関連法案につきまして、これ、撤回してくださいとありますけれども、日本は世界一、少子高齢社会ということで、社会保障制度を維持していただけても、毎年、1兆円以上の自然増という中、財源を確保するためには、消費税増税はやむを得ないのかなと思っております。この法案の中に、景気がよくならなければ、引上げは行わないとか、また、中小企業対策、低所得者対策なども、増税先行でないということで盛り込まれておりますので、この陳情には、この点から、反対とさせていただきます。

意（12） 私は、賛成の立場から意見を言わせていただきます。特に、福祉医療制度については、今の、特に大村県政については、丸ごと多国籍企業本位と言いますか、大手企業本位の政治をしようとしているような方向で、世界でも初めてというような、1件、100億円。1社で、100億円というような、立地促進設備投資というのを、そういう補助金をつくってやっているんですね。そういう仕組みをつくってしまったわけですけども、福祉医療、この制度の金額は、それから比べれば本当にわずかなもので、十分そういうのを、県政の方向を変えれば十分やっていけるものですし、先ほど、消費税の話が出ましたが、消費税は、本当に弱い者泣かせの税制で、消費税の全国的なアンケートと言いますか、調査したものでも、7割、8割の方が、今後、景気にも左右するし、やってほしくないというような意見が出ていますので、国会の状況、今、選挙中ですけど、国会の状況と国民の意見というのは、合っていないといえますかね、その状況が、合っていないような状況もありますので、ぜひ、消費税は上げないでほしいという意見にも賛成をして、この陳情には賛成をいたします。

委員長 他に。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

(13) 陳情第13号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」
の提出を求める陳情

意(7) この陳情第13号については、趣旨採択をお願いします。各市町村がですね、今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続との内容については、住民サービスが低下しないようにすることへの考え方には、一定の理解を示すことができます。しかしですね、限られた財源の中で、いかに福祉医療制度を維持していくかという観点においてはですね、新たに体制を拡大することには、際限なく医療助成を実施していくことへの懸念があり、以上の理由により、この陳情については、趣旨採択をお願いします。

意(16) 福祉医療制度は、県民の命や健康を守るため、大変重要な制度であると認識をしております。ぜひ、存続という方向で頑張ってくださいと思います。しかし、県の財政も大変厳しい状況でありますので、そういったことも考慮しますと、この陳情には、趣旨採択ということをお願いいたします。

意(12) 私どもは、賛成の立場で、この陳情を、意見を言わせていただきますと、先ほど言いましたように、県の方向が、大変、県民本位ではなくて、本当に、大企業といいますか、世界で1件だけだというような、1件、100億円。1社で、100億円というような、補助金制度をつくってしまったような状況がありますので、それから比べれば、福祉医療制度のかかる費用は、本当にわずかですし、十分やっつけていけると思っておりますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 他に。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第13号についての意見を終了いたします。

(14) 陳情第17号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体

制の拡充」についての陳情

意（５） まず、趣旨採択ということで、お願いしたいと思います。３番目のですね、「官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保」というふうにありますけれども、公的機関は、やはり公平性を重んじるということで、「優先した」ということが、ちょっと引っかけられますので、商工会等の、やはり地域の経済性だとかいろいろなことを考えますと趣旨はわかりますけれど、以前でも申しておるといふふうに思っておりますけれども、この「優先した」ということの中で、一応、趣旨採択といふふうでお願いしたいと思います。

意（１６） 毎年、こういった要望書が出てくるわけですが、地域商工業の振興に対する支援体制というのは、とても重要だなといふふうには認識しております。しかしながら、支援体制の拡充ということになりますと、財政的な面も考量しまして、厳しいかなという考えを持っておりますので、この陳情には、趣旨採択でお願いします。

意（１２） 私どもも、先ほど、５番委員から出ました、商工会委員を優先したというところが、公平性が必要ですので、趣旨採択でお願いしたいと思いません。

委員長 他に意見もないようですので、陳情第１７号についての意見を終了いたします。

（１５）陳情第１８号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

意（１３） 日頃、商工会さんにはですね、地域経済団体として中小零細企業の経済活動に、本当に、全力を尽くしておっていただくことは、よく理解しております。感謝を申し上げるところでございますけれども、この１番の中で「商工会事業運営に対する財政的な支援の維持、拡充について」の中で、商工会職員の人件費ということが謳ってございます。これは、いかななものかといふふうに思います。それともう１点、７番のところ、先ほど、陳情第１７号のほうでも出ましたけれども、発注のところで公平性のことを考えますと、非常に難しいのかなといふふうに思います。しかしながら、この趣旨は大いに汲み取りたいといふふうに思いますので、趣旨採択でお願いをしたいと思いません。

意（16） この陳情書の、特に6番ですけれども、「『道の駅』を設置し、観光レクリエーション・休憩を兼ねた地域資源の販売、飲食ができる施設」ということで、また、この「三州瓦工業など地域の特徴である工場を、産業観光として工場見学できる観光コースを設けるなど」ということで、大変、高浜市の将来性にとっても夢のある事業だなということ、こういった点におきましても、しっかりと支援をしていくべきだというふうに思います。しかしながら、この文章の中に、拡充、拡充ということが謳われておりますので、大変、拡充、拡充ということは、大変、今の財政面から厳しい面もあろうかなというふうに判断させていただきまして、趣旨採択でお願いしたいと思っております。

意（12） 私どもは、ここの、1番のところ、先ほど、13番委員が言われた部分ですね。ここのところと、それから、3番の「自動車関連産業の新たな事業展開、企業間連携などの推進について」。ここのところが、これ、問題だということ。それから、7番で、「市当局の公共工事発注・物品購入等における商工会員活用のお願について」。趣旨は、とてもわかるんですが、やはり公平性という問題がありますので、ここのところが、問題があると考えますので、反対をいたしますのでお願いします。

委員長 他に意見もないようですので、陳情第18号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。これより採決をいたします。

《採 決》

（1）議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

（2）議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第53号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

挙手全員により原案可決

(9) 議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2回)

挙手全員により原案可決

(10) 議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算
(第1回)

挙手全員により原案可決

(11) 議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(12) 陳情第11号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、陳情第13号、陳情第17号、陳情第18号について、趣旨採択との御意見がありますので、採決にあたり、趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いをいたします。

(13) 陳情第13号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」
の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(14) 陳情第17号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

挙手全員により趣旨採択

(15) 陳情第18号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってもよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前11時04分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長